

札幌市環境影響評価条例対象事業への太陽光発電事業の追加について

1 背景

(1) 国の動向

ア 環境影響評価法施行令の改正

大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化など、様々な問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる、大規模な太陽光発電事業を法対象事業に追加した。他の面開発事業と同等の規模要件であるが、電気事業法と整合をとるため、出力で規模要件を設けている。(令和2年4月1日施行)【資料3-2】

- | | | |
|--------|----------------|-------------|
| ・第1種事業 | 出力4万kW以上 | (面積100ha相当) |
| ・第2種事業 | 出力3万kW以上4万kW未満 | (面積75ha相当) |

また、発電所アセス省令(経済産業省令)でアセスの項目及び手法を示している。

太陽光発電事業に特有の項目

- | | | |
|---------|------|---------------------|
| ・土地の安定性 | ・反射光 | ・事業終了時の産業廃棄物(廃棄パネル) |
|---------|------|---------------------|

イ 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく自主アセスメントの促進

小規模事業向けの自主的な環境配慮のガイドラインとして、令和2年3月公表。10kW以上の事業(建築物の屋上に設置するものを除く)を対象としている。

(2) 他都市の動向

アセス条例を設けている政令指定都市においては、立地可能性が低い一部の市を除き、発電所又は面開発事業として太陽光発電事業を対象事業としている。【資料3-3】

発電所として対象事業としている市では、そのほとんどが、他の面開発事業に準じた面積で規模要件を定めており、太陽光発電に特有の環境影響を考慮して、面開発事業よりも規模要件を厳しくしている例はない。

(3) 北海道の動向

北海道環境影響評価条例においては、これまで太陽光発電事業はアセス制度の対象外であったが、条例施行規則を改正して対象事業に加えるべく作業を進めている。北海道における太陽電池発電所に関する規模要件の設定の考え方は以下のとおりである。

(令和2年度第3回北海道環境影響評価審議会資料より)

規模要件の指標

国においては、総出力(kW)で区分されている電気事業法との整合性等から、面積に相当する出力を目安として、その総出力を算出することは合理的と考え、面積とも概ね比例関係にあることから、総出力を指標としている。そのため、法との整合性を図り、総出力を規模要件の指標とすることが適当である。

これを踏まえて、北海道環境影響評価における規模要件の案は次のとおりとされた。

第一種事業	出力4万kW以上	(法第一種事業と同じ)
第二種事業	出力2万kW以上4万kW未満	(法第一種事業の2分の1)

(4) 札幌市内における状況

札幌市内において、大規模な(20ha以上の)太陽光発電事業の実施について相談があった例はない。FIT制度に基づく申請があった札幌市内の出力50kW以上の発電所は34か所(令和2年6月30日現在*)で、うち面積1ha以上のものは20か所程度であり、その中で最大のものは5ha程度である。【資料3-4】

(*資源エネルギー庁公表資料による)

2 札幌市環境影響評価条例施行規則における改正の内容

(1) 考え方

- ・太陽光発電事業による環境影響が面的効果であることを考慮し、既に対象事業となっている面開発事業(土地の造成等)と同等の規模要件とする。【資料3-5】
- ・札幌市環境影響評価条例(市条例)を道条例と同等以上の内容として、道条例を適用除外とすることにより、市内における環境影響評価の手続をすべて市条例により運用する。【資料3-6】

(2) 規模要件（案）

第1種事業	施行区域面積	50ha以上	又は	出力	2万kW以上
第2種事業	施行区域面積	20ha以上	（第1種事業となるものを除く。）		

(3) その他（技術指針の変更）

発電所アセス省令に準じて、アセスの項目及び手法について整備する。

【資料3-7】

3 スケジュール

令和2年10月2日	札幌市環境影響評価審議会（本審議会）へ諮問
10月～12月	本審議会にて規則及び技術指針の改正について審議 （規則・技術指針について）
12月	本審議会において答申（予定）
令和3年1月	改正規則公布
4月1日	改正規則施行